

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)の整備・運営事業 入札参加資格に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書 本文	9	Ⅳ	1	(2)	構成員等の明示 代表企業	代表企業の定義として、入札手続きを行い、かつ市との対応窓口となる法人とありますが、市との対応窓口になるのは入札手続きに限定されるのでしょうか。	代表企業は、入札手続きに限らず、基本協定や事業契約の締結に係る市との協議のほか協定や契約に定めのない事項に関する市との協議等について、対応窓口として主体的に実施するものとします。
2	入札説明書 本文	10	Ⅳ	2	(1)	共通の参加資格要件	附帯事業を行う者は共通の参加資格要件のみを満たしていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、個別の参加資格要件を満たす者(例:維持管理・運営企業等)が附帯事業を実施することも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理企業や運営企業が附帯事業を実施することを想定していますが、第三者に再委託することも可能で、その場合に第三者の資格要件は問いません。
3	入札説明書 本文	10	Ⅳ	2	(1)	共通の参加資格要件	任意事業を行う者は共通の参加資格要件のみを満たしていれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、個別の参加資格要件を満たす者(例:維持管理・運営企業等)が任意事業を実施することも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理企業や運営企業が任意事業を実施することを想定していますが、第三者に再委託することも可能で、その場合に第三者の資格要件は問いません。
4	入札説明書 本文	12	Ⅳ	2	(3)	参加資格要件の喪失	代表企業が参加資格要件を喪失した場合に当該入札参加者の参加資格を取り消すのは、提案審査書類提出日から落札者決定日までに限定されるという理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査基準日から落札者決定までの間に、代表企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消します。 ただし、参加資格審査基準日から提案審査書類の前日までは新たな代表企業を選定することによって、参加資格を維持することができます。
5	入札説明書 本文	12	Ⅳ	2	(3)	参加資格要件の喪失	落札者決定日以降に代表企業を含む入札参加者が参加資格要件を喪失した場合は、参加資格の取り消し等の措置や当該企業の脱退等の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	落札者決定日以降に参加資格要件を喪失した場合、事業契約を締結しない可能性があります。 具体的には、参加資格要件を欠く事由の内容によって判断することとなります。
6	別紙1 提出書類の 記載要領及 び様式一覧	1	4			個別の参加資格要件	様式4-3に記載する業務の実績について、1件だけでなく複数件記載してよろしいでしょうか。	業務実績については、構成員又は協力企業ごとに複数件を記載することも可能です。 複数件記載いただく場合は、様式4-3の項目を適切に増やして該当する施設名等をご記載ください。
7	別紙1 提出書類の 記載要領及 び様式一覧	1	4			個別の参加資格要件	様式4-3に記載する業務の実績を証する添付書類(契約書・仕様書の写し等)について、発注者が民間の場合、契約金額等秘密保持に関する項目は黒く塗りつぶしてもよろしいでしょうか。	業務内容及び業務実績を証する添付書類(契約書・仕様書の写し等)については、要件に合致した規模・用途・業務内容等の契約であることがわかるものとなっていれば、秘密保持に該当する内容は墨消し等で非表示としても差し支えありません。
8	別紙1 提出書類の 記載要領及 び様式一覧	1	4			個別の参加資格要件	様式4-3に記載する業務の実績を証する添付書類(契約書・仕様書の写し等)について、コリンズの写しを添付すれば契約書・仕様書等を添付しなくてもよろしいでしょうか。	業務内容及び業務実績を証する添付書類(契約書・仕様書の写し等)については、要件に合致した規模・用途・業務内容等の契約であることがわかるものとなっていれば、コリンズの写しのみを添付であっても差し支えありません。
9	別紙1 提出書類の 記載要領及 び様式一覧	1	4			個別の参加資格要件	様式4-3に記載する業務の実績を証する添付書類(契約書・仕様書の写し等)について、JV出資比率が参加資格要件になっていないので、JV協定書の写しの添付は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。